

県土整備部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工（路盤））の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>(工事成績)</p> <p>第8条 ICT舗装工(路盤)を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価するものとする。なお、出来形管理を従来手法で実施した場合は加点の対象としないこととする。</p>	<p>(工事成績)</p> <p>第8条 ICT舗装工(路盤)を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で5点の加点評価するものとする。なお、出来形管理を従来手法で実施した場合は2点の加点評価するものとする。</p>

県土整備部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工（路盤））の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>(工事成績)</p> <p>第8条 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価するものとする。なお、出来形管理を従来手法で実施した場合は加点の対象としないこととする。</p>	<p>(工事成績)</p> <p>第8条 工事成績の「創意工夫」項目で5点の加点評価するものとする。なお、出来形管理を従来手法で実施した場合は2点の加点評価するものとする。</p>

I C T 活用工事 (I C T 舗装工 (路盤)) に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第1 ICT活用工事の推進</p> <p>1-7 3次元設計データの作成は、原則、兵庫県の測量・建設コンサルタント等業務のうち「建設コンサルタント」業務の入札参加資格をもつ会社が行うものとする。また、設計照査は、技術士、RCCM、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）の資格を保有した技術者が行わなければならない。</p>	<p>第1 ICT活用工事の推進</p> <p>1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。</p>

I C T 活用工事(I C T 舗装工(路盤))に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第1 I C T 活用工事の推進を図るための措置</p> <p>1 - 6 3次元設計データの作成は、原則、兵庫県の測量・建設コンサルタント等業務のうち「建設コンサルタント」業務の入札参加資格をもつ会社が行うものとする。また、設計照査は、技術士、R C C M、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）の資格を保有した技術者が行わなければならない。</p>	<p>第1 I C T 活用工事の推進を図るための措置</p> <p>1 - 6 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。</p>